「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

平成27年7月16日(下線部分変更箇所)

| | 新 | | 日 |
|--|--|--|--|
| 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 | | 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 | |
| 第1条~第50条 | (略) | 第1条~第50条 (同 | 左) |
| 定については、投信法、 12年府令第129号) (以下 定めるところによるもの 不動産投資法人に関する ラ投資信託及びインフラ: | (振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の基準価額の算同法施行令(平成12年政令第480号)及び同法施行規則(平成5 「法令等」という。)の定めるところによるほかこの規則のとするが、これらに定めのない事項は「不動産投資信託及び規則(以下「不動産投信等規則」という。)」及び「インフ投資法人に関する規則(以下「インフラ投信等規則」という。)」し、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当基準によるものとする。 | については、投信法、同法施行令(平成1 年府令第129号)(以下「法令等」という。 | 受益権を含む。以下同じ。)の基準価額の算定 2年政令第480号)及び同法施行規則(平成12)の定めるところによるほかこの規則の定め 定めのない事項については、一般に公正妥当 さする。 |
| 2 投資信託受益証券の基 日々計算するものとする。 | 準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として 。 | 2 (同 | 左) |
| 準用する <u>ものとするが、</u> フラ投信等規則」の規定 | 法令等に定めのあるもののほかは原則として第4編の規定を これらに定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「イン を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、 れる企業会計の基準によるものとする。 | 3 投資法人については、法令等に定めのを準用する。 | あるもののほかは原則として第4編の規定を |
| | (以下略) | (同 | 左) |
| <u>附 則</u> この改正は、平成27年 7 | 月16日から実施する。 | | |